

指定管理者の指定について（練馬区立勤労福祉会館）

1 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立勤労福祉会館の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

団体の名称

特定非営利活動法人 練馬区障害者福祉推進機構

所在地

東京都練馬区豊玉北四丁目11番7号

代表者

理事長 大塚 國敏

3 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成22年4月26日	第1回指定管理者選定小委員会 （業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）
5月17日	平成22年度第1回指定管理者選定委員会 （業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）
7月23日	企画・提案書作成要項配布、説明
7月30日	企画・提案書受付（経営状況に関する部分）
8月4日	経営診断委託
8月20日	企画・提案書受付（事業計画に関する部分）
9月7日	第2回指定管理者選定小委員会 （プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、応募団体の評価、採点、指定管理者と締結する協定の審議）

11月4日 平成22年度第3回指定管理者選定委員会
(応募団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、経営診断その他提出書類を評価した結果、当該団体については、練馬区立勤労福祉会館を運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。(審査結果は別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

団体の安定性・継続性

借入金がなく、過去3年間の収支の動きから、しっかりと予算計画をたてて経営をしていると判断できること。

団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程、情報公開規程および情報セキュリティ規程が整備されていること。

団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規則を整備しており、それに基づく運用が行われていること。

また、理事会等が定期的開催されていること。

運営実績

練馬区立光が丘図書館をはじめ多くの区立施設での清掃事業および練馬区NPO活動支援センター事業を受託していること。

また、練馬区立男女共同参画センターえーるおよび練馬区立勤労福祉会館において指定管理者として施設の運営をしていて、十分な実績があり、今後も安定して施設運営を行う能力を有していること。

効率的運営・効率化への取組

役員(理事7名、幹事1名、評議員15名)および会員150名が全員ボランティア・無給(ただし、職員を除く。)で活動していること。

また、自主事業の開催に当たって、今後も、区内のNPO法人を活用していくこと。

受託への熱意・意欲

職員に対して、「見えない苦情」まで責任をもって対応するよう教育指導をする姿勢があること。経費節減および二酸化炭素排出の削減を図るため照明のLED化を検討していること。

また、施設の設置目的である勤労者の文化・教養および福祉の向上を図るための多種多様な自主事業を開催していく考えがあること。

施設管理の安全性への配慮

危機管理体制として、緊急時等の対応を定めた「危機管理マニュアル」を整備

していること。

全職員がA E D（自動体外式除細動器）を取り扱えるようになるとともに、警察、消防と連携し、職員向けの講習会を定期的を開催していく計画があること。

また、責任者を決め、毎日、定時に施設等を点検する体制があるとともに、常時、館長および当法人役員と連絡が取れる状態にあり、必要に応じて責任者が練馬区に報告する体制が整っていること。

施設管理運営体制

利用率の向上、多種多様な自主事業の開催を計画するなど、当該施設を運営してきた経験を踏まえ、区の施設に対する計画・方針に沿い、現在のサービス水準を維持、向上するための具体的な提案があること。

また、指定期間中に実施した3回（20年度、21年度および最終年度）のモニタリングの結果は、すべて一定の水準に達しているとみなされる「良」であったこと。

利用者への対応（接遇を含む）

「人間を主体として尊重する」法人の理想を利用者にも適用し、公平公正な対応を全職員に徹底し、接遇に取り組んでいく姿勢があること。

職員の育成

研修を通して、人権に対する意識および接遇を向上する取組があること。

団体の理念・姿勢

障害者の就労や社会参加のための普及・啓発活動に貢献寄与することについて定款に明文化されていること。

また、当該施設において障害者が就労することによって、法人の理念が具現され、法人の理念がおのずと職員に対しても周知・徹底されていること。

区内事業者の活用・区民雇用の促進等

施設を運営するに当たって、再委託先を含め、区内事業者を積極的に活用していく考えを持っていること。

また、職員の採用に当たり、今後とも、障害者および多数の区民を採用していく考えでいること。

6 問い合わせ先

区民生活事業本部産業地域振興部経済課庶務係

電 話 03 - 5984 - 2672

F A X 03 - 5984 - 1902

指定管理者（特定非営利活動法人 練馬区障害者福祉推進機構）
の審査結果(練馬区立勤労福祉会館)

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	3点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	5点	4点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (6) 指定期間中に実施したモニタリングの評価結果	15点	12点
9 利用者への対応（接遇を含む） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区内事業者の活用・区民雇用の促進等 (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む） (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	20点	16点
合 計	100点	79点